## 個人情報ファイル簿

			整理番号 0 5 4 0 1
個人情報ファイルの名称		介護保険の資格管理ファイル	
実 施 機 関 の 名 称		市長	
個人情報ファイルが利用に			
供される事務をつかさどる		保健福祉部介護保険課介	護保険係
組 織 の 名 称			
個人情報ファイルの利用目的		介護保険の適正給付を維持するため、被保険者のうち65 歳以上の生活保護受給者を把握する必要があるため。	
記 録 項 目		1氏名、2住所、3電話番号、4性別、5生年月日、6年齢、	
(個人情報ファイルに記録		7 本籍、8 国籍、9 続き柄、10 親族関係、11 収入、12 公的	
さ れ る 項 目 )		扶助、13個人番号	
記 録 範 囲			
(本人として個人情報ファイルに		6 5 歳以上の生活保護受給者	
記録される個人の範囲)			
個人情報ファイルに記録される		資格管理、資格異動一覧、生活保護被保険者	
個人情報(記録情報)の収集方法			
要配慮個人情報の有無		□有  ☑無	
記録情報を当該実施機関以外の者			
に経常的に提供する場合			
には、その提供先			
開示、訂正又は利用停 止請求を受理する組織	名 称	総合政策部総合政策課総務係	
	→ 1. u		
の名称及び所在地	所 在 地	〒322-8601 鹿沼市今宮	[門 1 6 8 8 番地 1
訂正又は利用停止に	根拠法令		
関する他の法令の規定	内 容		
による特別の手続		( met fate t , , me	
電子計算機処理に係る個人情報ファ		☑電算処理ファイル(次の項へ)	
ル)又はマニュアル処理に係る個人		情報ファイル(マニュア	□マニュアル処理ファイル
ル処理ファイル)の別			
(電算処理ファイルであ			
利用目的及び記録範囲がこの個人情		□   □     □	
及び記録範囲の範囲内であるマニュ		ムアル処理ファイルの有	
無 (TRIAL LIST OF THE LIST OF			
個人情報によって識別される特定		4 0 0	
の個人(本人)の数			
備	考		

整理番号 0 5 4 0 2 個 人 情 報 ファイルの名称 ↑ 介護保険制度の円滑な推進ファイル 実施機関の名 市長 個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 保健福祉部介護保険課介護保険係 織  $\mathcal{O}$ 組 名 介護保険の円滑な運営、適正給付を図るため、被保険者の 個人情報ファイルの利用目的 個人情報を的確に把握する必要があるため。 1氏名、2住所、3電話番号、4性別、5生年月日、6年齢、 録 項 7 本籍、8 国籍、9 続き柄、10 親族関係、11 家庭状況、12 収 (個人情報ファイルに記録 入、13 納税状況、14 公的扶助、15 取引状況、16 社会的差 れる項目 別の原因となるもの、17個人番号 録 範 (本人として個人情報ファイルに 介護保険被保険者のうち、保険給付を受ける(受けた)者 記録される個人の範囲) 被保険者台帳、負担限度額認定申請、高額介護・高額医療合 個人情報ファイルに記録される 算介護サービス費該当者一覧、住所地特例台帳、受給者(給 個人情報(記録情報)の収集方法 付) 台帳、負担割合証交付名簿 ☑有 □無 要配慮個人情報の有無 記録情報を当該実施機関以外の者 に経常的に提供する場合 には、その提供先 開示、訂正又は利用停| 名 称 総合政策部総合政策課総務係 止請求を受理する組織 〒322-8601 鹿沼市今宮町1688番地1 所 在 地 の名称及び所在地 訂正又は利用停止に 根拠法令 関する他の法令の規定 内 容 による特別の手続 電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電算処理ファイ ☑電算処理ファイル(次の項へ) ル) 又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル (マニュア □マニュアル処理ファイル ル 処理ファイル)の別 (電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的 □有 ☑無 及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有 個人情報によって識別される特定 4,800 の個人(本人)の数 備

整理番号 0 5 4 0 3 個人情報ファイルの名称 要介護認定ファイル 実施機関の名 市長 個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 保健福祉部介護保険課介護認定係 織  $\mathcal{O}$ 組 名 要介護認定業務において、適切な認定を遂行するため申請 個人情報ファイルの利用目的 者の生活環境、実態等を把握する必要があるため。 1氏名、2住所、3電話番号、4性別、5生年月日、6年齢、 録 項 7国籍、8続き柄、9親族関係、10婚姻歴、11家庭状況、12 (個人情報ファイルに記録 居住状況、13公的扶助、14社会的差別の原因となるもの、 れる項目 15 個人番号、16 相談内容、17 身体状況 録 範 (本人として個人情報ファイルに 介護保険の要介護、要支援認定申請者 記録される個人の範囲) 要介護・要支援認定申請書、介護認定調査等に関する問診 個人情報ファイルに記録される 票、認定調査票(概況調査)、主治医意見書、特記事項、認 個人情報(記録情報)の収集方法 定情報 要配慮個人情報の有無 □有 ☑無 記録情報を当該実施機関以外の者 他の実施機関、他の官公庁、本人及び民間保険会社 に経常的に提供する場合 には、その提供先 開示、訂正又は利用停| 名 称 総合政策部総合政策課総務係 止請求を受理する組織 所 在 地 〒322-8601 鹿沼市今宮町1688番地1 の名称及び所在地 訂正又は利用停止に 根拠法令 関する他の法令の規定 内 容 による特別の手続 電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電算処理ファイ ☑電算処理ファイル(次の項へ) ル) 又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル (マニュア □マニュアル処理ファイル ル 処理ファイル)の別 (電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的 ☑有 □無 及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有 個人情報によって識別される特定 4, 700 の個人(本人)の数 備